

北陸信越運輸局報



明日の交通・環境を創造します。

平成27年 1月 5日(月曜日) 第428号

<http://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/>

年頭のご挨拶

北陸信越運輸局長 徳永 泉

新年明けましておめでとうございます。

平成27年の新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

いよいよ、本年3月14日に北陸新幹線の長野・金沢間が開業します。この新幹線の開業は、地域の交通及び観光のあり方に大きな影響をもたらすことから、これまでも様々な取組みを進めてきたところです。引き続き関係する皆様との連携・協働によって、その効果を最大限に引き出せるよう、そして本年が北陸信越地域の未来を拓く飛躍の年となりますよう施策を推進して参ります。

折しも、人口減少克服・地方創生が政府の最重要課題に掲げられ、国土交通省でも昨年9月に「国土交通省まち・ひと・しごと創生対策本部」を設置してこれに取り組んでいるところです。北陸新幹線の開業は、地方創生を進める上での重要な要素となりますので、しっかりと活用して北陸信越地域の活性化に結び付けていく必要があります。北陸信越運輸局としましては、現在、政府の交通に関する施策として策定作業が進められている「交通政策基本計画」に盛り込まれる関係する施策への取組み、「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014」を踏まえた観光資源を活用した広域観光周遊ルートの形成等を通じて、首都圏や近畿圏、さらには諸外国からの一層多くの観光客を呼び込む取組みを強力に進めているところです。加えて、地方創生については、地域の日常生活を支える公共交通ネットワークの再構築は重要な課題です。北陸信越運輸局としましては、改正された地域公共交通活性化再生法に基づき、コンパクトシティ化等のまちづくり施策と一体となって持続可能な地域公共交通ネットワークの確保・維持・改善が進むよう、各地域の取組みを積極的に支援して参ります。

また、公共交通を地域住民に使いやすいものとして安定的に運営していくためには、バリアフリー化の一層の推進、交通関連事業の基盤強化、安全確保、交通を担う人材の確保・育成、環境対策等の施策は不可欠であり、引き続き充実した体制の下に「交通政策基本計画」で定められる方針や目標に基づき、こうした施策を総合的に推進していく必要があります。特に安全確保については、昨年3月に北陸道上市の小矢部川サービスエリアにおいて高速乗合バスによる重大な死傷事故が発生しており、依然として重大事故が散見される状況にありますので、これまでの取組みをさらに強化し効果的な対策を講じていく必要があります。

昨年は、2月の関東甲信地方の雪害、7月の南木曾町における土石流災害、9月の御嶽山火山噴火災害、11月の長野県神城断層地震など北陸信越地域で多くの災害が発生し、尊い命が奪われ、人々の生活や社会経済活動の各般に深刻な影響を及ぼしています。本年は、こうした災害の発生がないことを望むとともに、総合的な防災・危機管理体制の強化を推進し、被災した地域に対する復興への支援にも取り組んでいく必要があります。

以上を踏まえ、北陸信越運輸局としまして取り組んでいく具体的な課題、施策について申し述べます。

1. 北陸新幹線の開業を活用した地域活性化について

(1) 北陸信越地域への交流人口の拡大

新幹線の開業は、移動に要する時間を大幅に短縮するとともに輸送力を強化するものです。このため、北陸新幹線の開業により北陸信越地域と首都圏や近畿圏をはじめとした国内の各地域間との交流人口

の拡大、これに伴うモノや情報等の流動の促進が期待されております。

昨年9月に原案が公表された「交通政策基本計画」では、基本的方針の一つに「成長と繁栄の基盤となる国際・地域間の旅客交通・物流ネットワークの構築」が掲げられ、このための目指すべき目標の中に北陸新幹線の開業を通じて交流人口を今後3年間で20%増加させることが盛り込まれているところです。

北陸信越運輸局としましては、この目標に対して具体的な方策と計画性をもって、交通・観光に関する各種施策を動員してその達成に尽力するとともに、そうした取組みを通じて地域経済への貢献、地域活性化により地方再生の一端を担って参ります。

（2）北陸新幹線及び並行在来線について

北陸新幹線は、本年3月14日の開業に向けて、沿線自治体においては、新幹線との交通アクセスや周辺地域の活性化を図る施策を進めているほか、併せて観光の振興に向けた取組みが進められております。

並行在来線については、新潟、長野、富山、石川の各県において第三セクター会社として設立された4社に対し、昨年2月に鉄道事業法に基づく事業許可を行い、現在、各社において各種行政手続き等、開業に向けて必要な準備が進められております。

北陸信越運輸局としましては、北陸新幹線及び各県並行在来線会社が円滑に開業できるように、新駅の設定等による両者のアクセスの向上や駅からの二次交通の整備・生活交通の確保による域内交通の円滑化・活性化を図るとともに、地域が進める各プロジェクトの推進について、引き続き関係者への働きかけや支援、調整に努めて参ります。

（3）観光振興に関する取組みについて

北陸新幹線の開業効果を北陸信越地域に最大限に発揮させるには、関係者との連携を図り、早急に対策を講じることが重要であるため、管轄区域の枠を超え、岐阜県、福井県を含めた沿線6県が一同に会する「かがやき・はくたか観光会議」を設置しています。昨年8月に富山市において第2回会議を開催し、新幹線を軸にした広域連携によるプロモーション・情報発信等について、関係者間で議論を深めたところです。

今後も、この観光会議を活用し、関係者の皆様との一層の連携を図り、北陸新幹線を活用した北陸信越地域の観光振興に取り組んで参ります。

2. 地域公共交通の活性化・再生の推進について

（1）地域公共交通の確保・維持・改善について

地域の鉄道、バス、旅客船等の公共交通は、地域の社会生活・経済活動の基盤であり、特に自家用車を自ら運転できない高齢者の通院や買い物、高校生の通学等には欠かすことのできない存在です。

豪雪・離島・中山間地域等の条件不利地域を多く抱える北陸信越運輸局管内においても、生活交通の確保は喫緊の課題となっております。管内の各地域ではこの課題を解決するために、地域住民を含めた地域の関係者で構成する協議会が中心となり、路線の見直し等による路線バスの利便性の向上、情報発信や啓蒙活動等による公共交通の利用促進、交通空白地域を解消するためのデマンド型乗合タクシーの導入等、それぞれに創意工夫を凝らし、地域住民や来訪者にとって使い勝手のよい交通手段を確保し、維持するための取組みが行われています。

国土交通省では昨年、地方公共団体が中心となり、地域の関係者との合意の下に、まちづくりと一体となった持続可能な地域公共交通ネットワークを実現する取組みを推進するため、地域公共交通活性化再生法を改正しました。本年は、この法律に基づき、各地域において、新たな公共交通ネットワークの計画の策定が進められていくこととなります。

北陸信越運輸局としましては、管内各地域の協議会への参加や補助金の活用を通じて、地方公共団体や交通事業者、関係協会の皆様と一層の連携を図り、これらの取組みを積極的に支援して参ります。

（2）地域鉄道の活性化について

地域鉄道は、沿線住民の通勤・通学等、地域の重要な移動手段として、交通の基幹を担ってきました。さらに、北陸新幹線開業後におきましては、その二次交通として、また、超高齢化社会における移動手段としてその役割が期待されることです。

しかしながら、地域鉄道においては、人口減少や地域経済の低迷等に伴い厳しい経営環境に置かれて

おります。鉄道事業者や沿線自治体関係者等と協働して各地域の実情に合った地域鉄道の活性化方策に取り組むとともに、地域鉄道の維持・改善に向け地域が主導する意欲的な取組みに対し、支援を行って参ります。

(3) 索道事業の活性化について

北陸信越運輸局管内の索道の営業基数は、全国の40%を占め全国一となっており、冬場における雇用や観光等、地元経済の一翼を担っていますが、レジャーの多様化、若年層のスキー離れの影響が続いており、スキー人口については近年では僅かながら増加傾向が見られるものの、経営環境は依然として厳しい状況にあります。

このような中、各事業者では、誘客のための子供リフト料金の無料化、共通リフト券の導入や各種イベントを実施する等の付加価値を付けた取組みや、外国人スキー客の拡大に向けた取組みを行ってスキー場の活性化に努めております。

北陸信越運輸局としましても、引き続きこれら取組みに対し助言等を行って参ります。

(4) バス交通の維持・活性化について

乗合バス事業は、高齢者や学生等地域住民や観光客の貴重な足として、さらに災害時の緊急輸送等にも対応する等、地域社会を支えるとともに、まちづくり、環境対策等にバスの意義が見直され、その役割がますます重要なものとなっており、確保維持対策が大きな課題となっております。

北陸信越運輸局としましては、これまで地方公共団体をはじめ地域住民等の関係者と連携し、地域公共交通確保維持改善事業を通じて生活交通の確保維持やバリアフリー化等の支援を行って参りました。また、コミュニティバスやデマンド交通の導入等、地域の需要と実情に即した運行形態等の創意工夫ある取組みに支援を行ってきたところですが、昨年改正された地域公共交通活性化再生法に基づく新たな支援制度を活用し、引き続き地方公共団体や交通事業者等関係者の皆様と一層の連携をとりながら、今後も引き続きバス路線の確保・維持を支援して参ります。

また、生産年齢人口がますます減少する中、労働力の確保が課題となっており、バス事業においても運転者の要員不足が問題となっていることから、今後、運転者の確保・育成に向けて取組みを進めて参ります。

(5) タクシー事業の適正化について

タクシー事業は、地域における公共交通機関であることから、機能を十分発揮し、利用者利便の向上に資するため「タクシー適正化・活性化法」に基づき事業の適正化・活性化を進めてきました。

これまで同法に基づき指定された北陸信越運輸局管内の特定地域15地域において、観光タクシーやコンベンションタクシー等タクシー事業の適正化・活性化に向けた取組みが行われているところですが、平成25年11月にタクシー適正化・活性化法が一部改正されたことに伴い、管内の特定地域については、準特定地域として指定されたところです。

現在、国土交通省では特定地域の指定基準の策定を行っているところですが、今後、特定地域の指定基準が示され、管内の地域が特定地域に指定された場合には、長期化しているタクシーの供給過剰を早期に解消するとともに、運転者の所得を向上させながら、タクシーの安全性やサービス水準の一層の充実を図っていくことになります。

北陸信越運輸局としましては、指定された地域においてタクシー事業者や関係者が行うタクシー事業の適正化及び活性化に関する取組みについて支援を行って参ります。

(6) 旅客航路の維持・活性化について

旅客船については、観光ニーズの多様化、離島の人口減少等により、旅客輸送人員は減少傾向が続いております。とりわけ離島航路は極めて公共性の高い事業であります。厳しい経営環境にあり、航路の確保維持改善が喫緊の課題となっております。離島航路を維持するため、魅力ある観光地づくりや地域の情報発信による観光客の誘致等の取組みを強化し、関係地方公共団体及び事業者と連携して航路の維持・活性化の取組みを支援して参ります。

(7) バリアフリーの推進及び利用者の視点に立った施策の推進について

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)に基づく国土交通省の新たな基本方針では、利用頻度の高い鉄道駅の段差解消やノンステップバスの導入率等について、平成32年度末を期限として、より高い水準の公共交通機関等のバリアフリー化の目標が定められており、

平成25年6月にはバリアフリー整備ガイドラインが改訂されました。各機関のバリアフリー化について、地方公共団体及び交通事業者に対し、積極的に働きかけを行うとともに、市町村が行うバリアフリー化の一体的な整備を行うための「基本構想」の策定については、「バリアフリープロモーター」を派遣して、策定促進を図って参ります。

また「心のバリアフリー」のさらなる普及推進を図るため、基本的にすべての人を利用者として捉え、視野を広げて考える、ユニバーサルデザインの理念を踏まえたバリアフリー教室を開催して参ります。

さらに、有識者や行政担当者、障がいの当事者等により構成される「バリアフリー北陸信越ブロック地域連絡会議」においては、バリアフリー施策の推進に協力を得るための人材の確保及び育成のほか、バリアフリーにおける細やかなニーズの把握を行い、施策に反映して参ります。

交通事業では、利用者の視点に立った取組みと様々なサービスの提供が求められているため、行政相談窓口による交通利用者ニーズの収集と把握に努め、施策への反映とサービスの改善を図って参ります。

(8) 公共交通事故被害者等支援について

国土交通省では、被害者支援の確保を図るため、平成24年4月に「公共交通事故被害者支援室」を設置し、公共交通における事故が発生した場合の被害者等への情報提供等のための窓口機能、被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたるコーディネーション機能を担っております。

北陸信越運輸局としましては、これまで管内で多数の死傷者が発生したバス事故に対して、被害に遭われた方々の下に職員を派遣するとともに、現地相談窓口を設置し継続的な支援体制の構築等を行ってきたところです。引き続き、充実した支援体制の構築により痛ましい事故に対処していくため、被害者等に配慮した接し方等に関する教育訓練のための研修への参加や支援室の広報・周知、及び関係機関との緊密なネットワーク構築を図って参ります。

3. 観光立国推進のための広域連携の取組み等について

(1) 訪日旅行促進事業の推進について

訪日外国人旅行者数は、平成25年に初めて1,000万人の目標を達成し、さらに昨年は1,300万人を超え、史上最高を更新しました。引き続き2020年に向けて2,000万人の高みを目指し、訪日旅行の促進に努めて参ります。

北陸信越運輸局としましては訪日旅行促進事業（ビジット・ジャパン地方連携事業）を通して、北陸新幹線を有効活用した魅力的な旅行商品の造成等を支援しており、引き続き北陸信越地域の魅力を海外へ情報発信し、海外におけるプロモーションの充実を図るとともに、併せて国内での受入環境の改善等の取組みを展開して参ります。

また、中華圏や東南アジア地域等からのインバウンドを増加させるため、中部運輸局等とともに昇龍道プロジェクトを推進する等、今後も引き続き地域の経済活性化に資する、北陸信越地域ならではの観光資源を最大限に活用した訪日旅行促進事業のさらなる展開を進めて参ります。

(2) 観光地域振興の促進について

観光振興を通じて地域の活性化を図るためには、地域の観光ポテンシャルを最大化させ、地域の特色を活かした魅力ある観光地づくりに取り組み、観光需要を喚起することが重要です。

そのため、地域独自の歴史・伝統・文化を活かした「ブランド」の確立を通じて、国際競争力の高い「日本の顔」となる魅力ある観光地づくりを促進するとともにテーマ性・ストーリー性を持った観光資源を活用した広域観光周遊ルートを形成する取組みを支援して参ります。

加えて、旅行の安全・安心の確保に努めるとともに、自然災害に伴う風評被害を防止する対策についても取り組んで参ります。

北陸信越地域は、観光資源が豊富であり、その豊富な観光資源を磨き上げ、旅行スタイルやニーズにきめ細かく応える観光地づくりや旅行商品の造成に地域の皆様と一緒に取り組み、「住んでよし、訪れてよしの国づくり」の観光立国実現のため、地域の観光振興と観光産業の強化を図って参ります。

4. 安全・安心対策の強化について

(1) 運輸安全マネジメントの促進について

昨年12月末現在、延べ358者に対し「運輸安全マネジメント」評価を実施しており、評価を通じ

全体的に制度に係る各種取組みの改善が進んでおり、一定の効果が現れているものと考えております。

一方、モード間や事業規模によって差が生じており、制度に対する理解が深く浸透しておらず、安全管理体制のための仕組み自体ができていない事業者も見受けられます。

北陸信越運輸局としましては、今後とも、「運輸安全マネジメント」評価の着実な実施と対象事業者への運輸安全セミナーの開催等を通じて事業者の安全意識の向上を図り、安全管理体制が適切に機能するよう本制度の定着と取組みの深度化・高度化を進めて参ります。また、安全管理体制の構築が進んでいない中小事業者に対する啓発・普及に努めて参ります。

(2) 防災と危機管理について

① 昨年は、北陸信越運輸局管内の長野県を襲った豪雪災害をはじめ、土石流災害、火山噴火災害、さらに長野県神城断層地震と大規模な災害が多発した年でした。近年の災害は「局地化」、「集中化」、「激甚化」といった特徴があり「何時・何処で起きてもおかしくない状況」が認められております。過去にも大きな地震、風水害等の自然災害が発生していること、また、東日本大震災の大規模、広域的な災害を踏まえ、引き続き、交通施設等の被害状況、公共交通機関の運行（航）状況等の、応急対策を講じるために必要な情報の収集を速やかに行うとともに、適宜、地方公共団体等に伝達し、情報の共有化を図る等関係機関と連携を密にして参ります。

また、必要に応じ、関係機関・事業者等と密接に連携し、緊急輸送が円滑に実施されるよう必要な指導・調整を行うとともに、被災地に対する支援措置、運輸行政サービスに係る特例措置を提供するよう努めて参ります。

② 危機管理については、テロ等は不特定多数を標的にするもので、何時・何処でも発生する可能性があります。国民生活の「安全・安心」を確保する観点から、GW・夏季・年末年始や大規模イベント等の開催により利用者が集中する公共交通機関、交通関連施設、観光関係施設等を中心に、今後とも、関係事業者に対し施設点検、不審物、不審者の監視等のテロ対策の徹底を周知して参ります。

③ 新型インフルエンザ対策については、関係法及び政府・国土交通省の行動計画に基づき国内外における発生を的確に把握し、関係事業者団体等に対し必要となる情報を迅速かつ的確に提供し感染拡大に備えた対策を行うよう要請して参ります。

(3) 鉄軌道事業、索道事業及び自動車運送事業の安全対策について

① 鉄軌道事業、索道事業及び自動車運送事業の事故防止については、日々の生活、観光レジャーなど様々な社会経済活動における安全と信頼の確保のために重要な課題となっております。

北陸信越運輸局としましては、引き続き、監査の充実や運輸安全マネジメント評価、各種会議、研修会、講習会等を通じ事故防止対策について周知・徹底を図っていくとともに、事故原因の究明を行い、その調査結果や事故情報等の提供を行うことにより、事故等の未然防止・再発防止に努めて参ります。

② 鉄軌道事業の事故については、踏切関連事故及び線路内やホーム上での列車との接触等の事故で約半数を占めております。それら事故防止にあたっては、その原因の多くは、鉄軌道事業者以外に起因していることも踏まえ、鉄軌道事業者による安全対策に加え、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等に対して、各種イベントを通じ広報・啓発活動の強化を図って参ります。

また、踏切道の立体交差化や構造改良等についても、引き続き推進して参ります。

③ 索道事業の事故については、停留場の乗降や点検・作業時におけるものが大半を占めております。事故の原因は乗客の不注意のほか、係員の取扱いや設備の管理不足によるものです。それら事故防止にあたっては係員への指導・教育や確実な施設整備が必要不可欠であり、索道事業者に対して事故防止の指導に努めて参ります。

④ 自動車運送事業の事故については、平成21年3月に策定した「事業用自動車総合安全プラン2009」が、平成21年から25年までの5年間の事故等発生状況や施策の進捗状況等を踏まえ中間見直しが行われ、平成30年に向け事業用自動車の事故等削減目標を達成するため、これまでの重点施策のさらなる強化を図るとともに新たな重点施策が追加されたところです。

北陸信越運輸局としましては、関係団体・関係機関と連携して地域における事故削減を取り組む体制として設置した「北陸信越地域事業用自動車安全対策会議」を活用し、「10年間で死者数・人身事故件数の半減と飲酒運転ゼロ」の達成を目指し、中間見直しの趣旨及び追加された施策等を踏まえ、さらなる取組みを行って参ります。

また、自動車運送事業者における交通事故防止のための取組みを支援する「事故防止対策支援推進事

業」(ASVの導入支援、運行管理の高度化支援及び過労運転防止のための先進的な取組みに対する支援)については、高い事故防止効果が期待されることから、多くの方からも利用されているとともに利用拡大のために周知・促進を図って参ります。

(4) 高速・貸切バスの安全規制の強化について

① 輸送機関において安全・安心な輸送の提供が最も重要であるとの認識で安全対策及び事故防止の徹底に努めて参りました。

平成24年4月に発生した関越道高速ツアーバス事故を受けた安全規制の強化では、「バス事業のあり方検討会」、「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」等において検討された結果を踏まえ、平成25・26年度の2年間にわたり、「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」として、報告書に盛り込まれた措置を迅速かつ着実に実施したところです。

② こうした中、昨年3月に北陸道上り線の小矢部川サービスエリアにおいて、高速乗合バスが駐車中の大型トラックに衝突した死傷事故が発生しました。北陸信越運輸局としましては、事故現場に急行し情報収集等を実施するとともに被害者等支援の実施や被害者相談窓口を設置し安全・安心に係る初動体制を確保して参りました。また、緊急対策として、通達「運転者の体調急変に伴うバス事故を防止するための対策について」を発出し、運転者に対するきめ細かな健康管理・労務管理の励行、並びに「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に基づき健康起因事故防止対策等の徹底を期したところです。運転者の確保難や運転者の高齢化の現況に鑑み、引き続きこれらの対策を徹底して参ります。また、健康起因による事故を予防するための取組みの一環として、昨年11月に「自動車事故防止セミナー2014」を新潟市内で開催し、各業態から多数の参加をいただきました。今年は、長野県での開催を予定する等引き続きこの取組みを徹底して参ります。

③ 昨年は「危険ドラッグ」の使用が原因とみられる交通事故や運転業務中に「危険ドラッグ」を使用し逮捕された事例が相次いだことから、通達「事業用自動車の運転者等による薬物の使用禁止の再徹底について」を発出したところであり、引き続き危険ドラッグ等薬物使用の禁止について周知徹底を行って参ります。

④ ゴールデンウィークにおける高速乗合バスの全国一斉点検を実施したほか、新たな監査方針に基づき、新潟空港において貸切バスに対する街頭監査を実施しました。こうした街頭等における実際の運行状況の点検等を通じたバス事故の防止、安全・安心対策も強力に進めて参ります。

(5) 災害に強い物流システムの構築に向けて

国土交通省では、東日本大震災を踏まえ、地域ブロック毎に物流関係者からなる協議会を開催し、民間物資拠点のリストアップ、官民の協力協定の締結・拡充を進めるとともに、災害時の支援物資輸送のための関係者間の連携手順について整理する等、災害に強い物流システムの構築に向けた検討を行ってきました。

そして、これまで検討をしてきた、広域物資拠点の開設等に関する関係者間の連携体制について、平成25年10月に「広域物資拠点開設・運営ハンドブック」としてとりまとめました。

今後も、大規模災害が発生した際やそれを想定した実地訓練等で支援物資輸送を取り扱う関係者の一助にさせていただくべく、北陸信越運輸局管内各県における県及び物流関係者間の連絡会等の開催を進め、ハンドブックの周知と内容の拡充を推進して参ります。

(6) 自動車の整備と保守管理について

① 自動車ユーザーが適切に保守管理を行い、自動車を安全に使用していただくことが重要であり、各種の機会を捉えて保守管理の重要性について自動車ユーザーに周知して参ります。また、自動車整備事業者に対しては、コンプライアンスの向上を促すとともに、自動車技術の高度化に対応した整備技術の向上や自動車ユーザーへの点検整備内容の説明等について、さらに努力するよう指導して参ります。また、認証を受けないで自動車分解整備を行っている事業者に対しては、引き続き情報の収集・調査・指導を行って参ります。

② 安全を脅かし交通秩序を乱す暴走行為等を目的とした不正改造車や、点検整備を実施していない整備不良車が後を絶たない状況にあり、自動車燃料価格の高騰により軽油に重油を混和した不正軽油を自動車燃料として使用する実態が全国ではまだまだ見受けられることから、これらの車両を排除するため、自動車検査独立行政法人と連携し、警察、自動車関係団体等の協力を得て、街頭検査を積極的に実施して参ります。

③ 車両火災については、分析の結果、多くがエンジンオイル劣化によって引き起こされることが確認されており、タイヤ交換時のナットの締め付け不適切が原因のタイヤの脱落事故も発生しております。これらの事故を防止するため、定期点検整備はもとより日常点検の励行について、今後とも街頭検査や各種イベントの実施等を通して、自動車ユーザーへの注意喚起に努めて参ります。

(7) 自動車整備業における人材確保・育成の推進

自動車整備の仕事について、高校生等の理解向上を図り、就職する若者（女性を含む）を確保するため、自動車整備人材確保・育成推進協議会と連携して高等学校の校長等を直接訪問して、自動車整備の仕事の社会的重要性、将来性について説明し、進路指導の際に整備の仕事を選択肢として紹介していただけるよう努めて参ります。また、今後は整備士のイメージ向上ポスターの掲示や児童を対象とした体験イベントの実施、女性整備士の好事例等の情報収集、周知等に取り組んで参ります。

(8) リコールによる事故・故障の防止と検査の高度化について

自動車の設計・製作に起因する不具合による事故や故障を未然に防止するためのリコール制度が適正に機能するよう、「自動車不具合情報ホットライン」や北陸信越運輸局に設置した「検査整備110番」等を通じて、ユーザーからの車両不具合情報を積極的に収集して参ります。

自動車検査の高度化については、検査結果データが電子的に収集・保存されることにより、検査結果が改ざんされる等の不正による自動車検査証の交付を防止することができるようになりました。また、将来的には、検査データの収集・分析によりリコールにつながる車両不具合の抽出、大型トラック等の継続検査時に新規検査時の画像データと比較できることによる不正二次架装の防止等、国土交通施策への活用が期待されます。

(9) 超小型モビリティの認定制度等について

超小型モビリティは、環境性能に優れ、地域の手軽な移動の足として、高齢者や子育て世代の移動支援、観光地の賑わいや地域の振興等に貢献することが期待されております。このことから、安全・環境性能が低下しない範囲で一部の基準を緩和し公道走行を可能とする認定制度を平成25年1月に創設し、導入のための環境整備を行っております。

また、超小型モビリティの導入促進を図るための、支援制度を創設し、先導・試行導入に係る事業計画の実施費用の補助を行っており、北陸信越運輸局管内でも一部地域でご利用いただいております。今後も、地方公共団体等の主導によるまちづくり等と一体となった優れた取組みを重点的に支援して参ります。

(10) 船舶の安全の確保と海洋環境の保全対策について

① 旅客船、内航海運等の船舶運航事業者に対しましては、船員の労働条件・安全衛生等を含めた船舶監査や事業場監査を通じて船舶の安全運航確保に向けての監督・指導を行うとともに、安全統括管理者及び運航管理者研修会等の機会を捉えて、運航管理の徹底や安全性の向上を図って参ります。

また、津波発生時に船舶が安全に避難するためには、平時からの津波防災対策が重要であることから関係事業者に対し、津波避難マニュアルの作成について指導・啓発に努めて参ります。

② 依然として頻発するプレジャーボート関連の海難事故に鑑み、プレジャーボート等小型船舶に対して、船舶検査の受検指導、船舶操縦者に対する遵守事項の周知啓蒙活動を強化するとともに、海洋レジャーの健全な発展と海難事故の未然防止を図るため、関係機関と連携して取り組んで参ります。

③ 海洋環境の保全については、昨年6月に海洋汚染防止法の改正法が公布され、新たに、船舶の国際航海により運搬される有害生物や細菌を含むバラスト水の排出規制を開始します。本改正により、船舶バラスト水規制管理条約の発効日以降、基準に適合しないバラスト水の排出が禁止されるほか、処理設備の設置、手引き書の備え置き、管理者の選任、記録簿の記載等が義務づけられます。引き続き、船舶からの二酸化炭素の排出削減や油類・有害液体物質・大気汚染物質等による海洋汚染防止のための必要な機器が装備され性能が維持されていることを確認するとともに、乗組員が機器の操作に習熟し関係規則を遵守していることをハード・ソフトの両面からチェックして参ります。

④ 北陸信越運輸局管内に入港する外国船舶のポートステートコントロールによる拘留率等は全国的にも高い水準にあり、国際条約の基準に満たない、所謂サブスタンダード船は、依然として、新興の便宜置籍国の船舶が多く、海難に起因する人命の損失、海洋汚染も後を絶ちません。また、「二千六年の海上の労働に関する条約（MLC）」が我が国において昨年8月に発効し、船員の労働環境に関する旗

国検査及び寄港国検査が開始されました。

寄港する外国船舶に対し、外国船舶監督官による立入検査を実施し、必要な指導・監督の強化を行い、日本近海における外国船舶の航行の安全確保と海洋環境の保護を図って参ります。

⑤ 船舶に関する検査、登録測度及びPSC業務については、平成18年6月に本省組織のほか、当局を含めた地方運輸局等においてISO9001に基づく品質マネジメントシステムの登録を受け、海事技術における行政サービスが、国際的に高度なレベルで効率的に提供されるよう品質管理を図っております。今後も引き続き国民の視点に立った行政サービスの実現に努めて参ります。

5. 環境保全の取組みの推進について

自動車、船舶、鉄道等の運輸部門からのCO₂排出量は、近年、横這いの状況が続いており、依然として大きなものとなっております。特に自家用乗用車からのCO₂排出量が、運輸部門の排出量全体の約半分を占めていることから、自動車使用時の「エコドライブ10」の周知・実施を促し、併せて公共交通機関の利用を促進するため、環境負荷の小さい交通体系について理解を深めてもらうことを目的とした「交通エコロジー教室」等を開催し、交通環境対策の周知に努めて参ります。

また、企業等に対し「エコ通勤優良事業所認証制度」の普及促進を行い、マイカー通勤からバスや鉄道等の公共交通を利用した通勤への転換を図るとともに、運輸事業者に対しても、引き続きグリーン経営の推進（認証取得）、改正省エネ法の確実な実施や低公害車の導入促進等の施策を推進し、運輸部門からのCO₂排出削減に努めて参ります。

これらの施策を推進するにあたり、関係者への周知と理解を深めるアイテムとして、「環境・バリアフリー通信」や「交通環境対策アクションプラン」等を発行し、広く情報を発信して参ります。

6. 物流の効率化等の推進について

(1) 物流効率化対策の推進について

地球環境に優しく、大量輸送の可能な海運や鉄道へ輸送手段を転換するモーダルシフトの推進について、北陸信越運輸局としましては、荷主企業及び物流事業者等、物流に係る関係者の連携による取組みに対し、財政支援とあわせて、事業がより効率的、効果的に進められるよう荷主、物流事業者等の関係者にさらなる周知を図り、輸送の効率化と環境にやさしい物流の実現に向け案件の発掘に努めて参ります。

また、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」（物流総合効率化法）による支援事業について、積極的に広報・周知を行い、物流の効率化やCO₂排出量の削減に資する事業への支援に努めるとともに、物流の重要な一翼を担う倉庫事業については、寄託貨物の安全・確実な保管、コンプライアンスの遵守等について指導して参ります。

(2) トラック運送事業の発展について

トラック産業は、我が国の経済や国民生活を支える基幹産業ではありますが、トラック運送事業者の99%が中小零細事業者であることや取引関係における多層構造等に問題が指摘されております。

このような中、中央においてトラック産業の健全化・活性化や取引の適正化推進等に関する検討を行ってきたところであり、昨年4月からは適正取引の確保等の対策として、運送契約の書面化を推進しているところです。これにより安全運行阻害等の発生が回避され、適正な対価の收受や燃料サーチャージの導入が期待されております。

北陸信越運輸局としましては、管内に設置した「トラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議」を活用しこれらの取組みを推進するとともに、荷主とトラック運送事業者、元請、下請事業者の良好なパートナーシップ関係の構築の下に安全対策及び環境対策を進めて参ります。また、トラック産業は中高年層の男性労働力に依存した状態であり、労働力不足の懸念から、若年層の採用及び定着、特に女性の労働力の確保・育成に向けた取組みを実施して参ります。

7. 海事産業等の振興について

四面を海に囲まれ、古くから食料確保の場として、あるいは人の往来、物資の輸送の道として活用する等、海と深く関わってきた我が国では、平成20年に海洋環境の保全と調和、海洋の安全の確保、海洋産業の健全な発展等を基本的な方針とした「海洋基本計画」を策定し、様々な施策を実施しております。北陸信越運輸局としましては、これらの施策の推進に努めるとともに、幅広い国民の皆さまが海に

関心を持ち、海に親しみ、海洋国日本への期待を高めていただくよう取組みを進めて参ります。

- ① 内航海運については、他の輸送モードと比べ環境負荷が小さいという利点を活かし、海上輸送へのモーダルシフトの推進や若年船員の確保等内航海運業界が抱える諸課題への対応を支援して参ります。
- ② 港湾運送については、成長が目覚ましい東アジア各国との貿易が拡大しており、日本海側港湾の果たす役割は年々大きくなって参ります。新潟港、伏木富山港、直江津港及び金沢港が日本海側拠点港として選定される等、今後の発展が期待されているところであり、港湾のさらなる機能強化に向け、関係機関・港運事業者と連携し、北陸信越運輸局管内各港の競争力の向上及び安定化をサポートして参ります。
- ③ 造船業・船用工業については、主力である漁船や内航船の減少等で厳しい経営環境が続いております。造船業・船用工業は地域の水産業や海運業を支える重要な産業であることから、関係者と連携して人材確保・経営基盤強化等の取組みを積極的に支援し、事業の活性化を図って参ります。
- ④ 船員については、若者の海離れによる船員の高齢化が進んでいることから、職業としての魅力を向上させ、若者が安心して海の職場を選べるよう船員の労働環境の向上を図るため、労働条件の改善や船内の安全衛生の保持等について引き続き指導するほか、船員災害防止実施計画を策定して、訪船及び事業所訪問や講習会等により船員災害の未然防止に取り組んで参ります。

8. 自動車登録におけるOSSの推進について

国土交通省では国民負担の軽減及び行政事務の効率化等を図るため、オンライン申請による自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）化を推進しており、これまでに11都府県で導入・稼働され、着実に利用率を伸ばしているところです。また、平成25年12月に閣議決定されました「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」には、平成29年度までに自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）について、全国展開や対象手続きの拡大により抜本的に拡大することが盛り込まれたことから、北陸信越運輸局管内においても、関係機関・団体との協議の場であるOSS導入準備会あるいは地域連絡会において、情報の共有、導入にあたっての課題及び解決策の整理、導入スケジュールの確定等に鋭意取り組んで参ります。

北陸信越運輸局としましては、本年は、特に北陸信越地域が次世代へと豊かで活力に満ちた地域へと発展していくことが必要と考えて、これらの課題、施策に取り組んで参りますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げまして、新年のご挨拶といたします。